

# ご退職後の健康保険制度について

## ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合

退職後の健康保険については①～③の方法があります。

保険料も加入する健康保険によって異なりますので、必ず比較検討し、  
ご自身に合った健康保険に加入してください。

- ① お住まいの地域の国民健康保険へ加入する
- ② ご家族の健康保険の被扶養者となる (保険料は不要です)
- ③ 当健保の任意継続被保険者に加入する

# 《ご参考》比較検討する際の判断材料

## ・ 保険料の確認

### ※ 国民健康保険の確認方法

お住まいの地域の市町村国民健康保険担当に問い合わせる。

国民健康保険料は、前年所得で計算されます。退職前の収入が少ない場合等、状況によって

**国民健康保険の方が保険料が安くなる場合があります。**

また、退職理由等によっては保険料の減免措置が受けられる場合もあります。

※保険料照会の際には必要な書類等について、お住まいの地域の市町村国民健康保険担当に  
事前に確認・ご用意されることをお勧めします

### ※ 当健康保険組合の確認方法

当健保へ問合せ（TEL 06-4397-3260）

「取得前保険料通知書」を発行させていただきます。国民健康保険と保険料の比較検討をしてください。

## ・ 健康保険制度の確認方法

国民健康保険、当健保、ご家族の健保の各健保のホームページを見て確認する

※ご家族の健保の被扶養者となる場合は、**認定の基準についても併せてご確認ください。**

# 当健保の任意継続被保険者として加入される場合の手続き

納付方法を決定し  
申出書を提出

- **毎月納付、半期前納、年間一括** のどの方法で納付するかを決める
- 資格取得申出書に必要事項を記入し、当健保へ郵送する

保険料を  
納付する

- 後日、選ばれた納付方法の納付書をご自宅に郵送いたします
- **納付期日までに**保険料を納付してください

※任意継続被保険者として加入後、同月内に就職等で脱退される場合も1ヶ月分の保険料はお支払いいただくこととなります

ご注意点

- 納付期日までに当健保口座で着金の確認ができない場合、**納付期日の翌日に資格喪失**となりますのでご注意ください **（健保から納付の督促はいたしません）**

※資格喪失後に当健保の資格情報で医療機関を受診した場合、**当健保で立て替えた医療費の返還を求めさせていただきます**

## -- お問い合わせ先 -----

- **国民健康保険について**

お住まいの地域の市町村国民健康保険の担当部署

- **ご家族の被扶養者となる場合**

ご家族が加入されている健康保険の担当部署

- **任意継続被保険者について**

ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合

☎ 06-4397-3260 （受付：平日 9:00～17:00）

✉ [info@dmixkenpo.com](mailto:info@dmixkenpo.com)

〒 530-0054 大阪市北区南森町2-1-29 三井住友銀行南森町ビル5階